

日本ビルディング協会連合会共同購買サービス運営事務規程

(社)日本ビルディング協会連合会

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本ビルディング協会連合会（以下「連合会」という。）が連合会の普通会員（以下「会員」という。）に対するビル管理用品の共同購買の仕組みとして開設する日本ビルディング協会連合会共同購買サービス（以下「購買サービス」という。）の運営を円滑、適正に行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(購買サービスの利用者)

第2条 購買サービスの利用対象者は、正会員とする。

(利用者登録)

第3条 購買サービスを利用しようとする会員は、別に定める「日本ビルディング協会連合会共同購買サービス利用者登録申請書」により、所属する地方協会を経由して、連合会に対し、利用者登録の申請をするものとする。

2 連合会は、利用者登録を行ったときは、登録された会員（以下「登録会員」という。）、所属する地方協会及び三菱地所ビルマネジメント株式会社（以下「ビルマネ社」という。）に登録の通知を行うものとする。

3 登録会員は、利用者登録の記載事項に変更があったとき及び購買サービスの利用を止めるときは、所属する地方協会を経由して、連合会にその旨を通知するものとする。

(登録会員に対するID及びパスワードの交付)

第4条 連合会は、登録会員に対し、購買サービスの利用に必要なID及びパスワードを交付するものとする。

2 ID及びパスワードの交付及び管理に関する事務は、ビルマネ社が行うものとする。

(購買サービスによる商品の購入方法)

第5条 購買サービスによる商品の購入は、株式会社アルファパーチェス（以下「α社」という。）が経営する電子購買サイトのシステムを利用して行うものとする。

- 2 登録会員は、α社の電子購買サイトに設けられている日本ビルディング協会連合会会員用カタログ（以下「カタログ」という。）を利用することができる。
- 3 登録会員が商品を購入しようとするときは、ID及びパスワードを用い、α社の電子購買サイトにログオンし、カタログに基づき、直接、α社に商品を発注し、直接、納品を受けるものとする。
- 4 売買代金の請求及び支払は、所定の方法により、登録会員とα社との間において行うものとする。

（購買実績データの登録会員への報告）

第6条 購買実績データの報告を希望する登録会員は、ビルマネ社にその旨申しを行うことにより、ビルマネ社から、所定の様式による報告書の提出を受けることができる。

（購買サービス利用のルール）

- 第7条 登録会員は、登録会員である地位、ID及びパスワードを他人に利用させてはならないものとする。
- 2 登録会員は、購買サービスを利用するに当たり、ビルマネ社及びα社が定める規約等を遵守するものとする。
 - 3 登録会員は、購買サービスを利用するに当たり、連合会会員として相応しくない行為を行ってはならないものとする。
 - 4 前各号に違反する行為があった場合には、連合会は、当該登録会員の登録を取り消すことができるものとする。

（商品及び金銭の授受に関するトラブル）

第8条 購買サービスにおける商品の取引自体及び代金等金銭の授受については、連合会は、関与しないものとし、購買サービスの利用に当たって生ずる商品及び金銭の授受に関するトラブルについては、連合会は、責めを負わないものとする。

（利用料金）

第9条 利用者登録並びにID及びパスワードの交付は、無料とする。

附 則

この規程は、平成16年9月8日から施行する。

以 上